

株式会社シンク・スリー

人材紹介における紹介料の払戻金制度について

当社では、有料職業紹介サービスにおいて、
紹介した人材が自己都合により早期退職した場合、
以下の基準に基づき、求人企業様へ紹介料の一部を返金する
払戻金制度を設けております。

【払戻金制度（紹介料）】

※入社日を起算日とします。

- ・入社後 1 か月以内に退職した場合：紹介料の 100%を返金
- ・入社後 3 か月以内に退職した場合：紹介料の 50%を返金
- ・入社後 3 か月超～6 か月以内に退職した場合：紹介料の 20%を返金
- ・入社後 6 か月超の場合：返金はいりません

※本制度は、紹介した人材が本人都合により退職した場合に適用されます。

※企業都合による退職の場合の取扱いについては、個別契約内容に基づき、協議の上対応いたします。

※返金方法および返金時期については、退職事実確認後、個別にご案内いたします。

※本制度の詳細は、個別に締結する職業紹介契約の内容を優先します。